

移動交番車運用要領の制定について

(昭和47年5月4日岩外勤発第110号警察本部長)

[沿革] 平成7年2月岩生安発第34号、岩警務発第22号改正

県本部各部課室校長
県下各警察署長

団地等に対する移動交番の運用については、昭和44年12月3日付岩ら発第411号(住宅団地等に対する「移動交番車」の運用要領について)の例規通達によつて運用してきたところであるがこの運用要領は

- 1 専用の移動交番車がない時に制定されたものであり、その後本庁で移動交番車運用要綱を示していること。
- 2 従来警ら用無線自動車を移動交番車として使用していたが、事件事故現場への活動等が多く移動交番車としての併用運用は困難であること。

等の理由から実情にあわないので、地域警察運営規程(平成5年5月25日付本部訓令第9号)第36条に基づく「移動交番車」の運用要領を別添のとおり新たに制定したから効果的運用をはかられたい。

なお、昭和44年12月3日岩ら発第411号(住宅団地等に対する「移動交番車」の運用要領について)の例規通達は廃止する。

別添

移動交番車運用要領

第1 目的

この要領は、警察本部に常置する専用移動交番車(以下「移動交番車」という。)を適正かつ効果的に運用するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

第2 運用

岩手県警察本部生活安全部地域課長(以下「本部地域課長」という。)は移動交番車の運用調整にあたるものとする。

第3 活動

移動交番車は、当該地域において次の活動を行うものとする。

- 1 警戒および警ら
- 2 急訴事案の処理
- 3 地域安全および交通事故防止等の指導または連絡
- 4 諸願届の受理
- 5 地理案内
- 6 防犯相談および警察広報
- 7 その他警察本部長の命ずる活動

第4 活動重点地域の指定

警察署長は、移動交番車を派遣し移動交番を開設する活動重点地域を指定するものとする。

第5 運用計画

- 1 移動交番車を必要とする警察署長は、翌月分の移動交番車使用申請書(別記様式第1号)を、毎月20日までに本部地域課長に提出するものとする。
- 2 本部地域課長は、警察署長から提出された移動交番車使用申請書に基づき移動交番車の運用について調整し、月間運用計画書(別記様式第2号)を策定し、警察署長に通知するものとする。
- 3 警察署長は、活動重点地域ごとの移動交番車重点、活動方法および勤務員、開設時間等を定め、計画的に運用するものとする。
- 4 警察署長は移動交番を開設するときは事前に開設日時、趣旨等について広報するも

のとする。

第6 勤務要領等

移動交番車勤務員の勤務要領は、次のとおりとする。

- 1 移動交番車の勤務員は、原則として警察署の幹部および移動交番開設地域の所管区勤務員とすること。
- 2 移動交番の開設時間は、開設地域1箇所につき原則として3時間から4時間とし、地域の実情に適応した時間帯に開設すること。
- 3 移動交番を開設したときは、開設地域住民にその旨を広報すること。
- 4 警ら、および移動交番開設中は原則として無線局を開局しておくこと。
- 5 勤務員は、勤務結果を移動交番車活動日誌（別記様式第3号）に記載し、警察署長を経て本部地域課長に報告（提出）すること。
- 6 移動交番の開設にあたっては、親切を旨とし、住民が移動交番車に対して交番と同様の親しみと信頼をもつようにつとめること。
- 7 突発重要事件発生等のため予定どおり移動交番を開設しない場合は速やかにその旨を広報すること。
- 8 移動交番車には関係諸用紙を備付け、諸願届等が適切に行われるようにすること。
- 9 移動交番開設中に取扱った事項のうち必要とする事項は、関係交番等に引継ぎを行なうこと。
- 10 各種相談要望事項等で即答できない事項については関係課（係）に引継ぎのうえ確実に措置（回答）すること。
- 11 移動交番車には必要により専務係、婦人補導員、交通巡視員等も乗務させること。

第7 運用の特例

移動交番車は、次のような場合には移動交番以外の用務に運用することができるものとする。

- 1 事件事故の発生時において検問を行なう必要がある場合
- 2 災害その他重要事案の発生に際して現場活動を行なう必要がある場合
- 3 その他警察本部長が指定した場合

第8 一般警察車両利用による移動交番の運用

警察署長は、警ら用無線自動車またはその他の警察車両を利用して移動交番車を開設するときは、この運用要領に準じて効果的に行なうものとする。

様式第 1 号

地域発 第 号
年 月 日

生活安全部地域課長 殿

警 察 署 長

月分移動交番車使用申請書

使 用 日 時	使用目的	使 用 場 所	備 考

様式第3号

本 部	地域課長	調査官	補佐	係長	主任

警 察 署	署長	副署長 (次長)	課長	係長

移動交番車活動日誌

年 月 日 曜 天候				使用署	課 室 校 警 察 署		
勤 務 重 点							
勤 務 員	階 級	氏 名	印	階 級	氏 名	印	
時 間	場 所	活動（取扱）概要			措 置（引継ぎ等）		
備 考							